

随意契約理由書・比較見積省略理由書

本工事の対象となる設備は、ダム湖水位を計測する副水位計に係るものであり、副水位計の保守終了（耐用年数越え）に伴い、水位計の確実な稼働並びに機能及び性能保持に万全を期すために当該機器の更新工事を行うものです。

箕面川ダムの水位計をはじめとする計装設備は、株式会社拓和が設計・製作・据付した設備になります。

今回対象設備である副水位計は、計装変換装置やそれに連動する入出力装置と一体となって機能を発揮するものであるため、その更新工事は、同社が保有する独自の技術、また同社のみが有し他社では知り得ない技術（一般的に社外秘である設計製作基準や設計製作図等）に基づかなければ、履行することができません。

以上のことから、本契約内容は、株式会社拓和に履行させる以外に、その目的を達成することができないため、株式会社拓和より見積もりを徴収することとし、その見積価格が予定価格内であった場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

また、同理由により、財務規則運用第62条関係第2項第1号により比較見積を省略します。